

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 6月 8日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター

院 長 藤 也 寸 志

1 競争に付する事項

(1) 件 名

九州がんセンター土壤汚染状況調査に基づく汚染土壤処分業務

(2) 委託内容

土壤汚染対策法による要措置区域の指定解除を目的とする汚染土壤処分業務

(3) 履行期限

平成29年 9月30日

(4) 納入場所

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター

(5) 入札方法

第一交渉権者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 参加資格

- (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得

- るための連合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 七 前各号に類する行為を行った者。
- (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用しないこと。
- (4) 全省庁統一、一般競争参加資格「役務の提供等」のうち A、B、C 又は D 等級に格付けされ、九州・沖縄ブロックの競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州・沖縄ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (5) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者(4)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 入札書提出日から開札の日の期間において独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 詳細は入札説明書による。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書、業務委託仕様書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先
〒811-1395

福岡県福岡市南区野多目3丁目1-1
独立行政法人国立病院機構九州がんセンター
事務部企画課 契約係長 牧園 孝之
電話092-541-3231 (内線2227)

- (2) 入札説明書の交付期間
平成29年 6月 8日(木)～平成29年 6月23日(金)
土・日曜日、祝祭日を除く 9時00分～17時00分
- (3) 入札書の提出期限
平成29年 6月23日(金) 17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年 6月27日(火) 10時00分 会議室1

4 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者とただちに交渉をし、契約価格を決定する。

ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 詳細は入札説明書による。